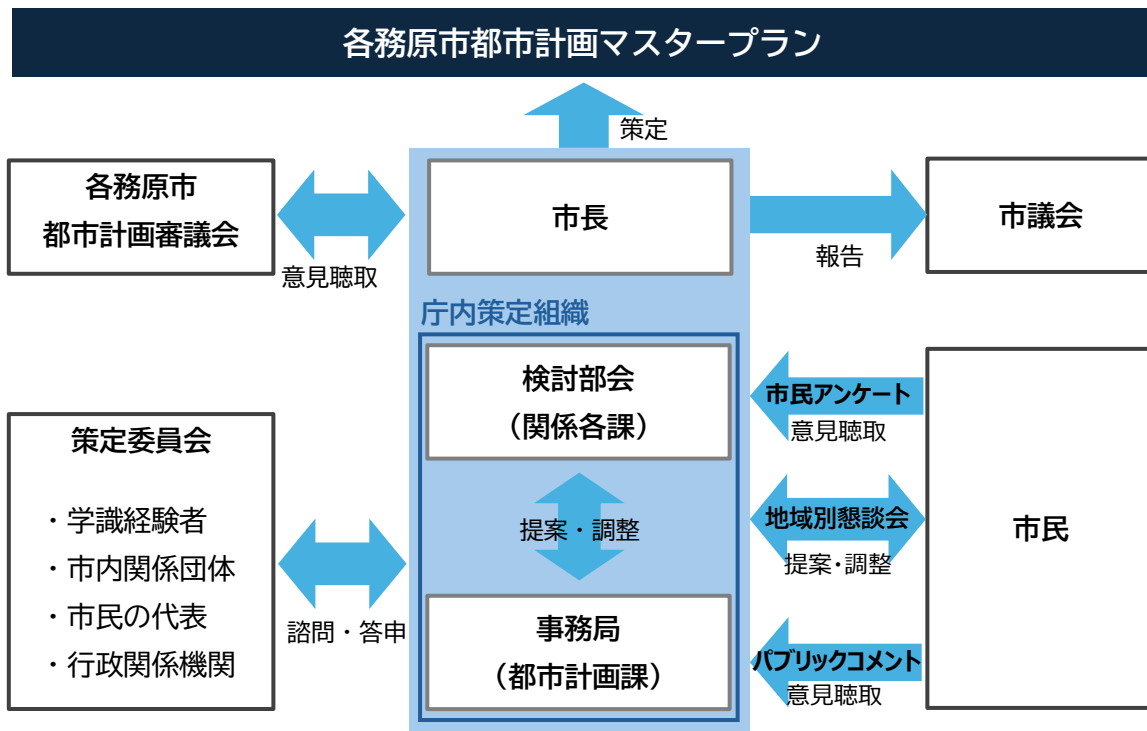


資料編

1. 策定体制
2. 策定過程
3. 市の都市形成過程
4. 用語解説

1. 策定体制

本計画は、上位計画等と整合を図るとともに、地区別意見交換会やパブリックコメントにより市民の意見を踏まえながら、学識経験者や市民代表等で構成された「各務原市都市計画マスタープラン策定委員会」で検討を行い策定しています。



各務原市都市計画マスタープラン策定委員会

都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(令和6年10月～令和8年3月)

◎学識経験を有する者

氏名	
服部 敦	中部大学 教授 (委員長)
川口 暢子	愛知工業大学 准教授 (副委員長)
萩原 拓也	名城大学 准教授

◎市民又は市内の事業所に勤務する者

氏名	
土田 周策 (令和6年度)	市民 (蘇原自治会連合会長)
並木 祐之 (令和7年度)	
石垣 時広 (令和6年度)	市民 (那加自治会連合会長)
松原 史尚 (令和7年度)	
江口 克己 (令和6年度)	市民 (稲羽川島自治会連合会長)
木村 徹之 (令和7年度)	
渡邊 辰巳 (令和6年度)	市民 (鵜沼自治会連合会長)
福 睦徳 (令和7年度)	
永田 美帆	市民 (岐阜県建築士会)
大野 雅尚	市民 (各務原商工会議所青年部)

◎市の職員

氏名	
大矢 貢	企画総務部長
村瀬 誠	産業活力部長
中村 俊夫 (令和6年度)	都市建設部長
川口 雅慎 (令和7年度)	

2. 策定過程

日 付	会 議 名
令和6年10月 3日	第1回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 1月24日	第2回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 6月 5日	第3回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年 7月15日	第1回稲羽地区意見交換会
令和7年 7月18日	第1回那加地区意見交換会
令和7年 7月23日	第1回鶺沼地区意見交換会
令和7年 7月25日	第1回蘇原地区意見交換会
令和7年 7月30日	第1回川島地区意見交換会
令和7年 9月16日	第2回蘇原地区意見交換会
令和7年 9月18日	第2回稲羽地区意見交換会
令和7年 9月25日	第2回鶺沼地区意見交換会
令和7年 9月26日	第2回那加地区意見交換会
令和7年 9月30日	第2回川島地区意見交換会
令和7年10月10日	第4回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和7年11月10日	都市計画審議会（報告）
令和8年 1月15日	第5回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和8年 1月～	岐阜県意見照会
令和8年 1月28日 ～ 2月16日	パブリックコメント
令和8年 3月 5日	第6回各務原市都市計画マスタープラン策定委員会
令和8年 3月 6日	都市計画審議会（諮問）
令和8年 3月19日	建設水道常任委員会協議会（報告）

3. 市の都市形成過程

(1) 市街化区域の変遷

- 市街化区域の変遷は当初線引き（昭和 46 年）以降、市街化区域縁辺部における拡大により東西方向に連坦するとともに、団地開発による飛び市街化区域が設定された。
- 昭和 53 年には鶉沼地区で緑地保全のため逆線引きが行われており、都市的土地利用から自然保全への土地利用転換も行われている。
- 平成 9 年に市街化区域に編入した地区は、開発想定区域や集落連坦地域であった地区が多く、地区計画の適用を条件として市街化区域に編入された。
- 平成 16 年に旧川島町と合併した後、平成 21 年には、旧岐阜都市計画区域であった川島地区を各務原都市計画区域として再編し、1 つの都市計画区域に変更した。
- 近年は、令和 2 年に鶉沼西町の商業用地、令和 5 年に各務山地区の工業用地等、産業需要に対応した市街化編入を行った。

<当初線引き時点（昭和 46 年）>

- ・当初線引きは、鉄道及び国道 21 号に沿って東西方向に長く形成されていた昭和 45 年の DID を核として、既に市街地形成が始まっていた蘇原地区南部、鶉沼地区南西部及び大規模住宅地開発が予定されていた鶉沼地区東部において市街化区域が設定された。
- ・DID の過半は各務原飛行場等を除くと、戦前に施行された区画整理地区が主体である。
- ・川島地区（旧川島町）においては、木曾川と南派川に挟まれた中州部分及び笠田町の一部で市街化区域が設定された。

<第 1 回線引き見直し（昭和 47 年）>

- ・昭和 47 年、那加地区北部の尾崎団地において新たに飛び市街化区域が設定された。
- ・昭和 45 年から 50 年にかけて、DID が滲み出的に拡大している。
- ・鶉沼地区東部では大規模住宅地開発が進行し、鶉沼地区南西部では一部開発行為がみられる。
- ・市街化調整区域において開発行為が散在的に行われた。

<第 2 回線引き見直し（昭和 53 年）>

- ・昭和 53 年、蘇原地区の蘇原中央町付近で市街化区域が拡大された。また、鶉沼地区東部では緑地保全のため逆線引きが行われた。
- ・昭和 50 年から 55 年にかけて、那加、蘇原地区の DID が拡大を続け、鶉沼地区東部の住宅団地及び那加地区北部の尾崎団地で新たに DID が形成された。
- ・那加、蘇原及び鶉沼地区において、市街化区域を越えて DID を形成した地区がある。
- ・昭和 45 年の DID であった市役所周辺の既成市街地で区画整理が施行され、蘇原地区、鶉沼地区南西部で比較的大きな開発行為が行われた。

<第 3 回線引き見直し（昭和 62 年）>

- ・昭和 62 年、那加前洞町周辺、鶉沼各務原町周辺等で市街化区域が拡大され、鉄道及び国道 21 号沿いの市街化区域はすべて連坦することとなった。
- ・那加、蘇原地区の DID が再度拡大し、また、鶉沼地区南西部がほぼ全域にわたって DID となっ

た。鶯沼地区東部もほぼ全域が DID を形成するに至った。

<第4回線引き見直し（平成9年）>

- ・平成9年、那加前野町、蘇原東島町、鶯沼古市場町等の周辺で市街化区域が拡大されたが、当該地区の大半は開発想定区域、集落連坦地域の区域であった。これらの地域は土地改良事業が施行済みであり、地区計画の適用を条件として編入されている。

<第5回線引き見直し（平成21年）>

- ・平成16年に合併した川島地区を岐阜都市計画区域から除外し、同時に各務原都市計画区域は川島地区を含む市全域に拡大した。川島地区の市街化区域は、その全てを各務原都市計画区域の市街化区域として計画決定した。
- ・なお、旧岐阜都市計画区域川島地区においては、昭和46年の当初線引きから線引き見直しは行われていない。

<第6回線引き見直し（平成22年）>

- ・平成22年に、テクノプラザ二丁目・三丁目、那加萱場町、那加山崎町、那加柄山町、鶯沼三ツ池町、鶯沼朝日町で市街化区域が拡大された。
- ・鶯沼三ツ池町、鶯沼朝日町は地区計画の適用を条件として編入されている。
- ・テクノプラザ二丁目・三丁目、那加萱場町、那加山崎町、那加柄山町は開発事業が完了又は実施中の区域として編入されている。

<第7回線引き見直し（平成28年）>

- ・平成28年に、鶯沼三ツ池町地区で市街化区域が拡大された。
- ・あわせて、都市計画道路の整備による境界の変更等により、蘇原花園町、蘇原申子町等の一部を市街化調整区域へ編入（逆線引き）する変更が行われた。

<第8回線引き見直し（平成31年）>

- ・平成31年に、平成22年の見直し時に特定保留とした鶯沼南町について、都市計画道路の事業化の目処が立ったため、特定保留が解除されたことに伴い、市街化区域が拡大された。

<第9回線引き見直し（令和2年）>

- ・令和2年に、民間開発が行われた鶯沼西町及び既に市街地が形成されていた各務山の前町において、市街化区域が拡大された。

<第10回線引き見直し（令和5年）>

- ・令和5年に、工業団地の造成が行われた各務山地区において、市街化区域が拡大された。

<第11回線引き見直し（令和6年）>

- ・令和6年に、商業用地の確保を図るため、三井町地区において、市街化区域が拡大された。

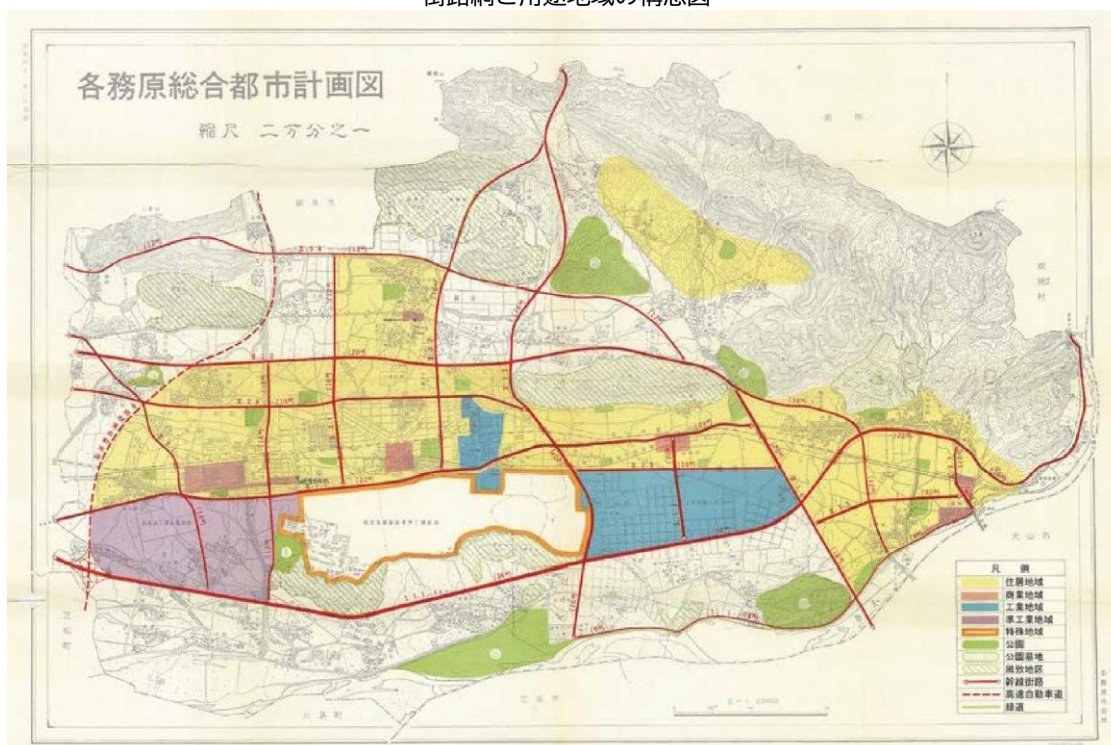
(2) 用途地域の変遷

- 本市の用途地域は、線引き見直しにおける市街化区域の拡大、用途地域の細分化に伴い、土地利用の状況に即して変更された。このような用途地域の見直しを経て、令和7年3月時点における用途地域の総面積は2,917.5haとなっている。
- 住居系用途地域では、地区の特性に合わせ低層及び中高層といった住環境に配慮した専用用途地域へと純化される一方、道路沿道等における用途の多様化に対処するため、準住居地域の指定も行われた。
- 商業系用途地域では、主要道路の沿道における郊外型沿道施設の立地誘導に対処すべく、住居地域から近隣商業地域へと変遷してきたが、都市の核となる商業地域については、昭和47年(8用途地域における当初決定)以降、わずか15ha程度の拡大にとどまる。近年では鶴沼西町、三井町において、市街化編入に伴い、近隣商業地域の指定が行われている。
- 工業系用途地域では、飛び市街化区域編入による工業団地開発等により、昭和47年の約246haから令和7年3月時点で約556haへと約2.3倍の増加がみられる。近年では、テクノプラザ地区や各務山地区等において、市街化編入に伴う工業系用途地域の拡大がみられる。

<昭和41年：旧法時代における用途地域構想>

- ・将来人口12.5万人(市街地人口10.0万人)を想定し、鉄道沿いを軸に本市西側に住居地域を指定、飛行場離発着経路下は工業地域・準工業地域を指定する構想があった。(※各務原都市計画報告書に用途地域構想に関する考え方が示されている。)

街路網と用途地域の構想図



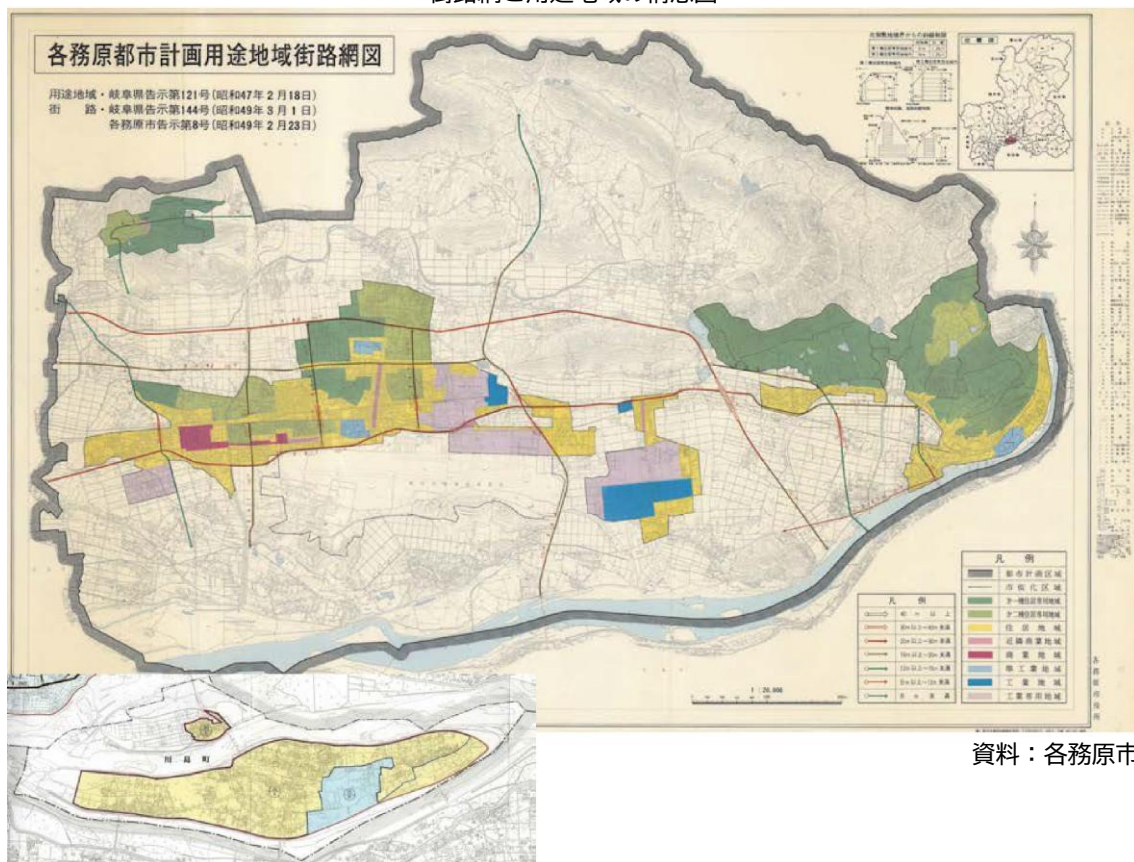
資料：各務原市

<昭和 47 年：当初線引き時点の用途地域（8用途地域）>

当時の土地建物利用現況に即するとともに、新たな住宅地開発に合致した用途地域を以下のよ
うに指定した。

- ・住居系用途地域は、鉄道沿線に東西方向に広がる既存の住宅地を住居地域として指定、尾崎、
鵜沼の団地開発地、蘇原青雲町の紡績工場周辺及び岐阜大学（現市民公園）周辺を第 1 種住居
専用地域、または第 2 種住居専用地域として指定した。
- ・商業系用途地域は、新那加駅南側及び旧国道 21 号沿道（新那加駅～市役所間）に商業地域、旧
国道 21 号及び県道六軒停車場線沿道の一部、尾崎団地のセンター地区に近隣商業地域を指定
した。
- ・工業系用途地域は、蘇原青雲町、蘇原六軒町、鵜沼宝積寺町の紡績工場といった特定施設に準
工業地域を指定、鵜沼各務原町の毛織物工場、鵜沼三ツ池町の自動車用機械器具部品製造工場
南側の農地に工業地域を指定、川崎町の航空機製造工場、鵜沼各務原町の毛織物工場といった
特定施設、金属工業団地に工業専用地域を指定した。
- ・川島地区においては、昭和 46 年に製薬会社周辺を工業地域、その他を住居地域として指定し
た。また昭和 47 年には住居地域の大半において、機織、ねん糸工場等の建築を可能とする、特
別工業地区を指定した。

街路網と用途地域の構想図



資料：各務原市

資料：岐阜都市計画区域 川島町都市計画図

<昭和 53 年：市街化区域の変更に伴う用途地域変更>

- ・逆線引きを行い、鶺沼地区東部の第 1 種住居専用地域を縮小した。

<昭和 62 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・各務原市北部土地区画整理事業により飛び市街地として拡大した地域において住居地域、工業地域を指定した。
- ・鶺沼各務原町の紡績工場の工業専用地域の一部が工業地域へと用途変更が行われた。
- ・岐阜木材工業団地として拡大した地域において工業地域を指定した。
- ・各務原市工業団地として拡大した地域において工業専用地域を指定した。

<平成 8 年：12 用途地域への移行に伴う用途規制の緩和・強化等>

- ・第 1 種住居専用地域から第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域への変更、第 2 種住居専用地域から第 1 種住居地域への変更、住居地域から準住居地域、近隣商業地域、準工業地域への変更による用途緩和が行われた地区がみられる。
- ・住居地域から第 1 種中高層住居専用地域への変更、準工業地域から第 1 種住居地域への変更による用途強化が行われた地区がみられる。
- ・その他、準工業地域から近隣商業地域への変更による用途転換が行われた地区もみられる。

<平成 22 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・テクノプラザ二丁目・三丁目、那加山崎町、鶺沼朝日町において工業地域を指定した。
- ・鶺沼三ツ池町において準工業地域を指定した。
- ・イオンモール各務原が立地する那加萱場町において商業地域を指定した。
- ・戸建専用住宅団地が立地する那加柄山町において第 1 種低層住宅専用地域を指定した。

<平成 24 年：土地利用の転換を見込んだ用途地域の変更>

- ・大規模商業施設が立地する蘇原花園町や鶺沼各務原町等において、商業機能の維持・充実を図るために近隣商業地域に変更した。
- ・(都)一般国道 21 号線の沿線について、沿道立地型の商業施設機能の維持・充実を図るために近隣商業地域に変更した。
- ・鶺沼宝積寺町において、工場跡地で土地区画整理事業が実施されていることに伴い、第一種住居地域に変更した。
- ・蘇原青雲町等において、(都)岐阜鶺沼線が完成したことに伴い、適度な用途の混在を許容する住宅地としての土地利用を図るために、第一種住居地域に変更した。
- ・金属団地内において、工業団地と連続性を活かした土地利用を図るために、工業地域に変更した。

<平成 28 年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・鶺沼三ツ池町において、工業専用地域を指定した。

<平成 29 年：低未利用地の転換促進を図る用途地域の変更>

- ・蘇原青雲町において、業務・商業施設と共存する住宅地として、地区内に介在する低未利用地の宅地化を図るため、第 1 種中高層住居専用地域から第 1 種住居地域に変更した。

- ・川島小網町において、岐阜県消防学校及び岐阜県広域防災センターの公共公益機能の維持・強化を図るため、第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域へ変更するとともに、周辺の土地利用転換の促進を図るため、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地域へ変更した。

<平成31年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・鵜沼南町において、第1種住居地域を指定した。

<令和2年：市街化区域の拡大及び低未利用地の転換促進を図る用途地域の指定・変更>

- ・鵜沼西町において、市街化区域編入に伴い、近隣商業地域を指定した。
- ・各務山の前町において、市街化区域編入に伴い、第2種中高層住居専用地域、準工業地域を指定した。
- ・川島小網町において、適切に建築物の用途制限を緩和することで、宅地利用を促進させるため、第1種中高層住居専用地域から第1種住居地域に変更した。

<令和5年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・各務山地区において、工業専用地域を指定した。

<令和6年：市街化区域の拡大に伴う用途地域指定>

- ・三井町地区において、近隣商業地域を指定した。

<令和7年：都市拠点のにぎわいと交流の創出を図る用途地域変更>

- ・那加東亜町において、旧東亜町会館を交流拠点として活用するため、第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域へ用途地域を変更した。

(3) 時代別概況

元号	西暦	都市形成	社会資本
旧石器時代	紀元前2万年前後	この地に人々が居住（植野遺跡等）	
縄文時代	中期	人々が竪穴式住居で狩猟・漁労・植物採集等をして暮らす（炉畑遺跡等）	
弥生時代	末期	現在は木曾川河床である川島松倉町（旧字伊八島）に人々が居住（伊八島水没遺跡）	
古墳時代	前～中期	那加・鵜沼地域に大型古墳が築造された	
	後期	北部山地に須恵器の窯跡（美濃須衛窯跡群）が造られる（～平安時代）	
飛鳥時代			蘇原地域に古代寺院が集中して建立される（山田寺跡等）
	699	「藤原宮跡出土木簡」に「三野国各美」「汙奴麻」の地名が記載	
	702	「御野国各牟郡中里戸籍」（現存日本最古の戸籍のひとつ）が作成される	
奈良時代		東山道に各務駅が置かれる	
	769・775		木曾川の氾濫によって住民や家畜、国分寺等の建物に大きな被害が発生
平安時代	934 頃	「和名類聚抄」に美濃国各務郡村国郷・大榛郷・各務郷・那珂郷・三井郷・駅家郷等（現各務原市域付近）、尾張国葉栗郡河沼郷等（現川島地区付近）の地名が記載される	
鎌倉時代	1221 頃		承久の乱で「摩免戸（前渡）の渡し」が戦場となる（前渡西町矢熊山の供養塔）
	1302	「室町院御領目録写」に「美濃国鵜沼庄」（荘園）が記載される	
	1306	「昭慶門院御領目録」に「各務郡鵜沼郷、弓削田本郷（那加付近）、陶器所」等の地名が記載される	
	1325	「大見安田文書」に「美濃国蘇原庄」（荘園）が記載される	
室町時代	1395		美濃国第6代守護土岐頼益が鵜沼に大安寺を建立
	1499		薄田加賀守が新加納に少林寺を建立
戦国時代	1562		織田信長旗下の木下藤吉郎による鵜沼城攻略
安土桃山時代	1586		木曾川が大洪水により現在の流路となる
	1586 頃		松倉渡しが開かれる
	1589	濃尾国境変更（川島地区は美濃となる）	
江戸時代	1602 頃	中山道に鵜沼宿が置かれる	東山道が中山道に変わる
	1624～44		中山道がほぼ現在の国道21号のルートに変更される

元号	西暦	都市形成	社会資本
江戸時代	1651 頃	鵜沼宿が現在の位置に移される	
	1727 頃		河田渡し等が頻繁に利用される
	1848～54	各務原台地を大砲稽古場として利用開始	
明治9年	1876	陸軍省が大砲射的場用地として三か村(西市場・桐野・岩地)入会地約29町歩を買収し、陸軍砲兵演習場開設	
明治12年	1879	陸軍省が各務野の更木八か村入会地約11町歩を大砲演習場として買収	
明治22年	1889	陸軍省が演習場拡張のため中山道南部の三か村入会地150町歩・八か村入会地80町歩を買収	
大正6年	1917	各務原飛行場がつくられる	
大正9年	1920		高山本線、岐阜～各務ヶ原間開通
大正10年	1921		高山本線、各務ヶ原～美濃太田間開通
大正11年	1922		河田渡しにはじめて栈橋が架かる
大正12年	1923		岐阜高等農林学校が創設される
大正15年	1926		各務原鉄道、安良田町(現新岐阜と田神の間)～二連隊(現名電各務原駅)間開通
昭和2年	1927		各務原鉄道、二連隊～東鵜沼(現新鵜沼駅)間が開通
昭和5年	1930		境川放水路完成
昭和6年	1931		河田橋増強(木橋)架け替えがなされ、県道浅井那加停車場線が濃尾交通の要路となる。 新鵜沼駅に各務原鉄道東鵜沼駅を統合 国名勝木曾川指定
昭和7年	1932		名鉄柳橋～下呂間で高山本線直通列車運行開始(平成13年休止)
昭和12年	1937	雄飛ヶ丘・楠町(那加)と旭(蘇原)地区に川崎社宅が建設される	川崎航空機岐阜工場が設立される
昭和15年	1940	那加町制施行	川崎航空機岐阜工場が設立される
昭和17年	1942		高山本線蘇原駅開設
昭和18年	1943	蘇原町制施行、鵜沼町制施行	
昭和20年	1945	各務原飛行場を米軍が接收	占領軍、各務原へ駐留
昭和21年	1946	鵜沼朝日町にあった各務原東飛行場等が開拓地として解放され、各務原開拓団を経て各務原開拓農協創設 ※各務原東飛行場跡地北半分は地元住民に払い下げられる。その後、昭和46年3月には鵜沼朝日町が市街化区域となり、以後宅地化が進む	
昭和24年	1949		岐阜大学農学部が設置される
昭和28年	1953		12,000人の米海兵隊が駐留
昭和30年	1955	稲羽町制施行	米陸軍部隊、岐阜キャンプ全面撤退
昭和31年	1956	川島町制施行	
昭和32年	1957	航空自衛隊岐阜基地が発足	
昭和33年	1958	基地が米軍より全面返還	河田橋(鉄橋)架橋
昭和38年	1963	4町を統合して各務原市が誕生する	小網橋(鉄橋)架橋 名鉄各務原線の複線(～1964年)

元号	西暦	都市形成	社会資本
昭和39年	1964	岐阜県金属工業団地が県下初の工業団地として完成 那加第1土地区画整理事業が完成	渡橋（鉄橋）架橋 名鉄各務原線、犬山線が直通運転開始 飛騨木曾川国定公園指定 イーザイ㈱「川島工園」建設
昭和43年	1968	琴ヶ丘団地が完成	
昭和44年	1969		愛岐大橋完成 木曾川河川敷に勤労青少年運動場完成
昭和47年	1972		国道21号鶉沼バイパス2車線開通 市役所新庁舎が完成
昭和47～51年	1972～76	鶉沼東部の丘陵地で団地開発	
昭和49年	1974	尾崎団地が完成	各務の舞台（村国座）が国指定重要有形民俗文化財指定 炉畑遺跡が県重要文化財指定
昭和51年	1976	県下3番目の10万都市となる	
昭和52年	1977		市民会館・中央公民館が完成
昭和55年	1980		総合スポーツ公園（野球場）完成
昭和56年	1981		江南関線全線開通
昭和57年	1982	那加第2土地区画整理事業が完成	岐阜大学の統合による移転
昭和60年	1985	各務原工業団地が完成	
昭和61年	1986	各務原市第1土地区画整理事業が完成	東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ開通 国道21号那加バイパス2車線開通
昭和62年	1987	各務原第2工業団地（松本）が完成	
昭和63年	1988		岐阜大学跡地に市民公園が全面完成
平成元年	1989		市民球場が完成
平成2年	1990	住工団地（須衛）が完成	クリーンセンターが完成 新境川の百十郎桜が「さくら名所100選」に選ばれる
平成3年	1991		岐阜県各務原浄化センターが完成
平成5年	1993		中央図書館が完成、産業文化センターが完成
平成7年	1995	各務東町工業団地が完成	
平成8年	1996		平成川島橋架橋 航空宇宙科学博物館が完成
平成10年	1998	テクノプラザⅠ期が完成	
平成11年	1999		河川環境楽園開設 岐阜県健康科学センターが完成 （都）岐阜鶉沼線Ⅰ期が完成
平成12年	2000		ツインブリッジ（犬山橋）が完成 岐阜県グリーンスタジアムが完成 ふれあいバス運行開始
平成14年	2002		新ごみ処理施設の稼働
平成16年	2004	川島町との合併により現各務原市が誕生	鶉沼駅前広場完成 各務野自然遺産の森の完成
平成17年	2005	テクノプラザⅡ期が完成	
平成18年	2006		知事同意により景観行政団体になる
平成19年	2007		公園墓地瞑想の森・学びの森完成
平成20年	2008		鶉沼宿町屋館開館

元号	西暦	都市形成	社会資本
平成21年	2009		河跡湖公園完成 国道21号坂祝バイパス2車線部分開通 樺通り開通 新鵜沼駅前広場・空中歩道完成
平成22年	2010	テクノプラザⅢ期が完成	
平成23年	2011		東海中央病院がリニューアル
平成24年	2012	鵜沼駅東部土地区画整理事業が完成	
平成25年	2013		各務原大橋が完成
平成26年	2014	鵜沼駅東部第二土地区画整理事業が完成	
平成27年	2015		ふれあいバスがリニューアル
平成28年	2016		国道21号坂祝バイパス2車線全線開通
平成29年	2017		総合運動公園の再整備が完成
平成30年	2018		岐阜かかみがはら航空宇宙博物館がリニューアルオープン 旧川上家別邸(萬松園)が国重要文化財指定
令和元年	2019		合葬式墓地在完成
令和2年	2020	新加納土地区画整理事業が完成	伊木の森がリニューアルオープン 市内小中学校(計24校)の都市計画決定
令和3年	2021	鵜沼駅東部第三土地区画整理事業が完成	新庁舎高層棟が完成 KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE が完成
令和4年	2022	テックフォルテ各務原1工区1期が完成	「チョイソコかかみがはら」の本格運行開始
令和5年	2023		新庁舎が全面オープン
令和6年	2024	テックフォルテ各務原1工区2期が完成	木曾川前度南公園が完成 新那加駅・蘇原駅前広場が完成 坊の塚古墳が国史跡に指定
令和7年	2025		かかみがはら支援学校が開校



各務原市都市計画マスタープラン2026

発行：各務原市 都市建設部 都市計画課

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69

TEL：058-383-1983〈直通〉

FAX：058-383-6365

E-mail：tkeikaku01@city.kakamigahara.gifu.jp

